

健 対 第26号
令和6年4月1日

富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領の一部改正について（通知）

日頃から、本県の肝炎対策の推進に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
このことについて、厚生労働省より別添写しのとおり通知があり、別添のとおり標記実施要領を改正いたしましたので送付いたします。

また、併せて、改正した医療記録票を送付します。

つきましては、貴会会員への周知について格別のご高配をお願いいたします。

なお、各郡市医師会長へ別途送付していることを申し添えます。

今後とも肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の推進にご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

2 施行日

令和6年4月1日から適用

3 添付書類

- 1) 令和6年3月29日付健肝発 0329 第1号及び第2号厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について及び「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の一部改正について（写し）
- 2) 富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領新旧対照表・改正後全文
- 3) 国作成 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業リーフレット 2部・ポスター 1部
- 4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱いマニュアル（医療機関向け）
- 5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱いマニュアル（医療機関向け）【資料集】
- 6) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票 5部

4 参考（上記書類及は厚生労働省ホームページ、各申請様式は富山県ホームページでご確認いただけます。）

1) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

2) 富山県ホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/iryuu/kj00019844/index.html>



事務担当 健康課がん対策推進担当 小村 TEL : 076-444-3224 FAX : 076-444-3496
